

所得の計算方法

あなたの世帯の月額所得は、まず1年間の総所得金額を計算して、それから、あてはまる申込時の控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

(1) 計算にあたっての注意事項

計算の対象となる収入の種類	ア. 給料等による収入 給料（所得税法上の非課税の通勤手当等を除く）、賞与、残業その他の手当、自己の受けている恩給、年金等で課税対象となるもの。 イ. 事業、日雇等による収入 総所得金額 事業による総売上げ額、日雇等の日給額から営業に必要な経費を控除した後の額、利子（定期預金利子を除く）配当等で課税対象となるもの。
収入から除外されるもの	ア. 遺族が受給している恩給及び年金、障がい年金。 イ. 生活保護の扶助料、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送り等。
休業・休職中の扱い	復業、復職した月の翌月からの収入により次頁の「所得計算の順序」で計算して下さい。 (申込時休職中で給料を支給されていない方は、無収入として扱います。)
無収入として扱わない方	ア. 未成年者、または退職を予定している者であっても申込時に勤務している方。 イ. アルバイト・パート等であっても申込時に収入のある方。
無収入として扱う方	申込時点において、就職して1ヶ月分以上の給料を支給されていない方、及び退職または事業を廃止されている方。
2人以上に収入があるとき	入居する方全員（婚約者も含む）の所得金額を個別に算出して合算します。
遠隔地扶養とは	所得税法にもとづいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

※所得証明書等による入居家族全員の合計所得が収入基準に満たない方でも、その他の収入（非課税所得）を加算できる場合がありますので、ご相談下さい。

(2) 各控除の内容及び控除額について

世帯の所得金額から次の控除を差し引いて下さい。1の親族控除は、全ての世帯に該当します。2～7の控除は、あなたの世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦・寡夫、障がい者、特別障がい者がいる場合に1の親族控除に合せてさらに該当する控除をして下さい。

符合	控除の種類	控除を受けられる人	控除金額	備考
1	親族控除	申込者本人を除く同居しようとする親族で同居及び同居しようとする人、ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人（収入の有無にかかわらず控除されます）	1人につき 年380,000円	
2	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	1人につき 100,000円	2、3は重複して受けることはできません。
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち年齢70歳以上の人		
4	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 250,000円	
5	寡婦寡夫控除	申込本人及び同居親族で次の(1)(2)のいずれにもあてはまる女性は「寡婦」、(1)(3)のいずれにも当てはまる男性は「寡夫」になります。 (1) 配偶者と死別し、または離婚してから婚姻していないこと。あるいは配偶者の生死が不明であること。 (2) 扶養親族か、または生計を一にする子があること。この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得の金額が38万円を超えている子は含まれません。ただし、夫と死別してから婚姻をしていない人や夫の生死が不明である人で、所得の金額が500万円以下の人は扶養親族がなくても「寡婦」とされます。 (3) 「寡夫」は所得が500万円以下の者で生計を一にする子があること。 ☑「配偶者の生死が不明」とは一般に3年以上その人の生死が明らかでない場合をいいます。 ・「配偶者」「夫」「離婚」「婚姻」は民法上の規定によるものをいいますからいわゆる内縁関係によるものは含まれません。	1人につき 270,000円以下	該当する人に所得のあるときに限りその所得から27万円まで（所得が27万円未満の場合はその所得の額）
6	障がい者控除	障がい者とは、申込本人や同居親族、扶養親族で次のいずれかに該当する人をいいます。 (1) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により知的障がい者とされた人 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条2項の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている人 (3) 身体障害者福祉法15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている人 (4) 戦傷病者で戦傷病者特別援護法4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人 (5) 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人（税法上の基準日（1月1日）で年齢65歳以上）で、その障がいの程度が(1)または(3)に掲げる人と同程度であるものとして、市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人	1人につき 270,000円	7の特別障がい者控除を受ける人は、6の障がい者控除を重複して受けることはできません。 2または3、5とは重複して受けることができます。
7	特別障がい者控除	特別障がい者とは、申込本人や同居親族、扶養親族で次のいずれかに該当する人をいいます。 (1) 心神喪失の常況にある人 (2) 6(1)のうち児童相談所等から重度の知的障がい者と判定された人 (3) 6(2)のうち精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている人 (4) 6(3)のうち身体障害者手帳に記載された障がいの程度が1級または2級である人 (5) 6(4)のうち戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が恩給法別表1号表ノ2の特別項症から第三項症までである人 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律11条1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 (8) 6(5)に掲げる人のうち、その障がいの程度が(1)、(2)または(4)に掲げる人と同程度であるものとして、市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人	1人につき 400,000円	